

平成20年度病害虫発生予察注意報第3号

平成20年6月25日
鳥取県病害虫防除所

注意報の概要

6月下旬現在、県中～東部地域を中心にナシ黒星病による多発園が認められる。今後も本病の発生に好適な条件が続くことが予想されることから防除を徹底する必要がある。

病害虫名：ナシ黒星病

- 1 対象作物 ナシ
- 2 発生地域 県中～東部地域
- 3 発生時期 平年並
- 4 発生量 やや多い～多い
- 5 注意報発令の根拠
 - (1) 6月中旬現在、県東部地域及び中部地域のナシ園において、葉や果実に発病している多発園が一部で認められる。
 - (2) 6月中旬に行った巡回調査の結果では、新梢葉における発病葉率が10%以上の多発園が認められる。
 - (3) 4月中旬の降水量及び降雨日数が多かったため、防除間隔が開き、最重要防除期である開花期の定期防除が遅れた園が一部で発生が認められる。
 - (4) 気象予報(6月20日付)によると、今後1か月の降水量が平年並の確率40%であり、今後も曇りや雨の日が多いと予想されている。
 - (5) 本病は感染後、発病までに15日程度の潜伏期間があり、梅雨期間中の連続降雨による発生、蔓延が予想される。
- 6 防除上注意すべき事項
 - (1) 発病した葉や果実は伝染源となるため、できるだけ取り除き、園外に持ち出し処分する。
 - (2) 赤ナシの有袋栽培では、袋掛け直前に必ず薬剤散布を行って袋掛けを行う。
 - (3) 現在、発生が認められる園では、梅雨明けまでは防除間隔を7～10日とし、果そう葉や新梢葉の発病の多い園では、さらに追加防除を1～2回行う。薬剤は、ナリアWDG 2,000倍液、キャプレート水和剤600倍液、ベルコートフロアブル1,500倍液などの散布を徹底する。
 - (4) 薬剤の使用に当たっては、収穫前使用日数などの農薬使用基準を遵守する。